

千葉県立船橋高等学校創立百周年記念事業実行委員会会則

- 第 1 条 本会は、千葉県立船橋高等学校創立百周年記念事業実行委員会と称し、事務局を千葉県立船橋高等学校（以下、「船橋高校」という）内に置く。
- 第 2 条 本会は、船橋高校が 2020 年に創立百周年を迎えるにあたり、これを記念して船橋高校と協力し、次の事業及び行事を行うことを目的とする。
1. 記念式典と講演会
 2. 記念誌の発行
 3. 生徒を主体とした行事の開催
 4. 教育活動・部活動の推進
 5. 国際交流事業の推進
 6. その他百周年記念事業の一環として必要な事柄
- 第 3 条 本会は次の組織及び会員等で構成する。
1. 船橋高校同窓会
 2. 船橋高校全日制 P T A
 3. 船橋高校定時制 P T A
 4. 船橋高校定時制振興会
 5. 船橋高校職員
 6. 本会の趣旨に賛同する特別賛助団体
- 第 4 条 本会の会務を円滑に進めるため、かつ事業目的を達成するため、次の組織を設ける。
1. 役員会
 2. 百年史編纂部会
 3. 記念式典・講演部会
 4. 生徒行事部会
 5. その他役員会が必要と認めた組織
- 第 5 条 前条第 1 号の役員会は第 3 条の会員から選出する役員 16 名をもって構成する。
1. 役員会は、実行委員長、副委員長、監事及び顧問を指名する。
 2. 実行委員長は役員会に事務局を設け、庶務及び会計を行わせる。
 3. 実行委員長は第 4 条 2 号から 5 号の部会の委員及び前項の事務局構成員を第 3 条の会員等から選任し、部会長及び事務局長を指名する。
- 第 6 条 役員の任期は、本会の事業目的が完了し、解散するまでとする。ただし、各構成団体において、その職を退いた場合には後任者をもってこれに充てることを妨げない。
- 第 7 条 会議は総会、役員会及び各種部会とする。
- 第 8 条 総会は役員会の議を経て必要と認めた場合に開催し、事業計画、予算、決算、役員人事及び本会活動の基本事項を審議する。
- 第 9 条 役員会は第 5 条に掲げる役員をもって構成し、総会に次ぐ機関として重要事項を審議する。
- 第 10 条 役員会は必要に応じて実行委員長が招集する。
- 第 11 条 各会は必要に応じて部会長が招集する。
- 第 12 条 総会、役員会の議長は実行委員長とする。
- 第 13 条 本会の事業を遂行するために要する費用は、次の資金をもってあてる。
1. 船橋高校同窓会、全日制及び定時制 P T A 寄付金
 2. その他
- 第 14 条 この会則は平成 30 年 7 月 1 日から効力を生ずる。

補足説明

第 2 条 本会は、船橋高校が 2020 年に創立百周年を迎えるにあたり、これを記念して船橋高校と協力し、次の事業及び行事を行うことを目的とする。

1. 記念式典

- ① 2020 年 11 月に挙げる計画。
- ② 式典に続いて「記念講演会」を行う。講師選定の検討を開始する。
- ③ 「式典」「講演会」を企画する部会として校内職員を中心に「記念式典・講演部会」を設ける。

2. 記念誌の発行

- ① 校内職員を中心に「百年史編纂部会」を設ける。以前の周年誌に関わった方々の意見・アドバイスなどを参考にする。

3. 生徒を主体とした行事の開催

- ① 校内職員を中心に「生徒行事部会」を設ける。生徒が主体的に参加できる行事を検討し実施する。

4. 教育活動・部活動の推進

- ① 過去の周年記念事業に倣い、さらに発展させるべく進める。

5. 国際交流事業の推進

- ① 過去の周年記念事業に倣い、さらに発展させるべく進める。

第 13 条 本会の事業を遂行するために要する費用は、次の資金をもってあてる。

- 1 船橋高校同窓会寄付金→同窓会で百周年事業のための募金を平成 30 年 12 月から開始予定
全日制 P T A 寄付金 →毎年 20 万円ずつの積み立てを資金とする。
定時制 P T A 寄付金 →毎年 5 万円ずつの積み立てを資金とする。

第 14 条 この会則は平成 30 年（2018 年）7 月 1 日から効力を生ずる。

→同窓会・全日制 P T A・定時制 P T A の各総会または理事会において承認後。全日制・定時制職員会議には承認・発効の報告を行う。